会議名	令和2年 第2回 寒川町農業委員会 定例総会		
開催日時	令和2年2月25日(火)午後1時30分から	開催形態	公 開
開催場所	寒川町民センター 3階講義室		
出席委員	農業委員 会長:8番 磯川 浩 委員:2番 大久保泰明 3番 中村基寛 4番 市川澄雄 5番 相田孝 6番 福岡喜輝 7番 三留豊正 農地利用最適化推進委員 北部地区 露木常夫 中部地区 相原善久 南部地区 小島新弥 合計10名		
欠席委員	1番 金子隆夫		
農業委員 会事務局	事務局長:勝又あおい 主幹:角田直幸 主査:広田智之 主任主事:小宮正道		
傍聴人			
議事	日程 第1 農地法第3条の規定による許可申請について 日程 第2 農地法第4条の規定による許可申請について 日程 第3 農地法第5条の規定による許可申請について 日程 第4 農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定 日程 第5 農地法第4条第1項第8号の規定による転用 日程 第6 農地法第5条第1項第7号の規定による転用	届出について	いて
会議の概要	会長:ただ今から、令和2年第1回定例総会を開会いた農業委員出席委員は8名中7名で、定足数に達し立しています。本日の議事録署名人に、2番と3番を指名します。 本日の議事録署名人に、2番と3番を指名します。	て 。 で が が まま、	で在作ロ耕でる辺号すの用源で在作ロ耕でる辺号すの用源でもしが上げる辺号すの用いた。 まましょう はいり かいりゅう かいりゅう はいかい かいりゅう はいかい はい 果積まれる はいかい はいます はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいかい はいか

した。譲受人は専業農家で農地法の要件を満たしてますので問題ないと思います。

会 長:続いて、中部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。譲受人は営農 していますので遊休農地化の恐れはないと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号6号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号6号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号7号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明を お願いします。

事務局:(議案番号7号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山の農用地区域内の1筆です。譲受人は農地所有適格法人で平塚市と茅ヶ崎市に農地を10,707㎡所有しています。農地所有適格法人が農地を取得する要件として①全部効率利用要件②農地所有適格法人要件③下限面積要件④地域との調和要件全て満たしています。また、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

会 長:続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明をお願いするところですが本日欠席のため6番に、北部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をいたします。7番からお願いします。

7 番: 先日現地調査に行ってきました。農地法の要件は満たしておりますし、平 塚市、茅ヶ崎市で実績がありますので問題ないと思います。

会 長:続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員:農地所有適格法人が譲受人ですが、要件は全て 満たしていますので問題ないと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号7号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号7号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて、議案番号8号を上程いたします。本案件について、5番が関係人になっていますので、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

(5番 退席 退室)

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号8号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端の農業振興地域内農地の1筆です。現在6,638㎡の田畑を譲受人、譲受人の夫、譲受人の夫の母3

名で耕作しており、米、露地野菜を作付しています。また、トラクターを所有しており、所有している農地を全て効率的に耕作しています。自宅から当該地までの通作距離は、約500mで徒歩で6分ほどです。また、耕作する農地の面積は寒川町農業委員会が定める下限面積である30アールを超えており、今回の権利の設定による周辺農地への影響はありません。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので、許可条件の全てを満たしていると考えられます。

- 会 長:続いて、地区担当農業委員は5番ですが、関係人のため3番から農地法の 観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進 委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願い します。3番からお願いします。
- 3 番:先日現地調査に行ってきました。きれいに管理されており、農地法の要件 も満たしていますので問題ないと思います。
- 会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 南部地区農地利用最適化推進委員:譲受人は営農していますので、遊休農地化の恐れはないと思います。
- 会 長: ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号8号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員举手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号8号は原案のとおり許可書を交付することに決定いたします。

続いて日程第2農地法第4条の規定による許可申請について、議案番号9 号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号9号を朗読)

- (説明) 当案件は、位置図にありますとおり倉見地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、貸駐車場で、釣り堀、熱帯魚販売の事業者が借用していた駐車場が使用出来なくなったため、代替地を探していたところ当地を利用したいと要望があり、所有者が申請地を自ら転用するものです。所有者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、宅地化の状況が、第3種農地の要件に該当するものとなることが見込まれる区域で農地の広がりが10ha未満であることから第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の私から農地法の観点から現地調査の結果並び に補足説明を、農地利用最適化推進委員の露木委員から農地の利用集積の 観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 会 長:申請地は農振地域だが、利用状況調査では毎年荒れている状況ですが、整地して駐車場に転用するということです。農地法では許可見込みと判断されますので問題ないと思います。

続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員:申請地は、遊休農地になっていて荒れていましたので、農地転用することはやむを得ないと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号9号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号9号は原案のとおり許可相当として意見 書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第3農地法5条の規定による許可申請について、議案番号10号を上程いたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号10号を朗読)

(説明) 当案件は、位置図にありますとおり宮山農業振興地域内にある農地1筆で す。転用事業の内容は資材置場であり、寒川町や近隣で宅地造成等の事業 を行っている譲受人が、単管パイプ等の資材置場で適地を探していたとこ ろ、当該地所有者と所有権移転の話が進み、農地転用許可申請に至りまし た。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかで す。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、役 場から半径500mの円で囲まれる面積に占める宅地の面積の割合が4 0%を超える場合、半径の長さ1キロメートルまでの区域まで宅地を占め る割合が40%以上あれば広げることが出来ます。調査したところ宅地の 面積の割合が40%以上でしたので、役場から半径1km以内であれば第 2種農地となりますので、申請地も第2種農地となります。許可の基準と しては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該 申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則 として許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でな ければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたし ました。

会 長:続いて、地区担当農業委員の1番から農地法の観点から現地調査の結果並 びに補足説明をしていただくところですが本日欠席のため6番に、北部地 区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並 びに補足説明をお願いします。

6 番:1番欠席のため代理で報告します。申請地は第2種農地で要件は満たして いますので農地転用は問題ないとのことです。

会 長:続いて、北部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

北部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。要件としては 整っていますので問題ないと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明に ついて、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号10号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会長:では総員挙手ですので、議案番号10号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、議案番号11号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号11号を朗読)

- (説明) 当案件は、位置図にありますとおり田端地域内にある農業振興地域内農地1筆です。転用事業の内容は、資材置場兼作業場で、鉄筋業を営む事業者が借用していた作業場の賃料が高いので、経営効率化のため自己所有することを希望し、代替地を探していたところ当地を所有権移転する話が進み、農地転用許可申請に至りました。事業者は、転用工事を実施する資力もあり、転用の確実性は明らかです。なお、農地法に基づく農地転用許可の判断基準となる立地基準は、宅地化の状況が、第3種農地の要件に該当するものとなることが見込まれる区域で農地の広がりが10ha未満であることから第2種農地となります。許可の基準としては、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合は、原則として許可できないということでありますが、本申請の場合は申請地でなければ事業の目的を達することができないと判断されますので受理いたしました。
- 会 長:続いて、地区担当農業委員の5番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の 観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 5 番: 先日現地調査に行ってきました。現況は田で市街化区域に近く、他の農地 に影響はないので問題ないと思います
- 会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。市街化区域に 近接しており周囲にまとまった農地がありませんので問題ないと思いま す。
- 会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号11号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

## (全員举手)

事務局長:総員举手

会長:では総員挙手ですので、議案番号11号は原案のとおり許可相当として意見書を添え、県に進達することに決定いたします。

続いて、日程第4、農業経営基盤強化促進法に伴う利用権の設定の申し出 について、議案番号12号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説 明をお願いします。

事務局:(議案番号12号を朗読)

(説明) 当該地は一之宮地区農用地区域内の農地の2筆で現況は畑です。 当案件は、一般法人の新規参入で、適正に農地が利用されるよう借り手、 貸し手、町との3者で協定を結ぶ見込みです。期間については3年間で借 り手は草刈り機を保有、軽トラックを保有する予定です。

- 会 長:続いて、3番から農地法の観点から現地調査の結果並びに補足説明を、南部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。
- 3 番: 先日現地調査に行ってきました。一般法人参入ということで、営農計画書 を確認しましたが問題ないと思います。
- 会 長:続いて、南部地区農地利用最適化推進委員お願いします。
- 南部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。借り手は一般 法人であり、解除条件がありますので問題ないと思います。
- 会 長: ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

北部地区農地利用最適化推進委員:これから法人参入が増えてくるので責任者はどこに住んでいるか、会社員は何人いるのか、どのように作業するのか資料を出してほしい。

事務局:次回から資料を作成します。

南部地区農地利用最適化推進委員:障害者に農業をさせるということだが、危険な 部分もあるので様子を見ていく必要があります。

2 番: 荒地を開墾して営農するのはベテランがやっても難しい。初心者がどのようにやるのか、指導を永続的にしていく方がいいと思います。

事務局:営農開始から報告書等で営農状況を把握していきます。

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号12号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員举手

会長:では総員挙手ですので、議案番号12号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。

続いて、議案番号13号を上程いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局:(議案番号13号を朗読)

(説明) 当該地は小動農業振興地域内の6筆で現況は畑です。当該地につきましては、地区担当農業委員の情報提供や調整により、新規に利用権設定がされる運びとなりました。期間については10年間で借り手は農地中間管理機構である神奈川県農業公社です。また、県農業公社から借り手に貸し出されます。

会 長:続いて、地区担当農業委員である5番から農地法の観点から現地調査の 結果並びに補足説明を、中部地区農地利用最適化推進委員から農地の利用 集積の観点から調査の結果並びに補足説明をお願いします。

5 番: 先日現地調査に行ってきました。現地は大和鋼帯の北側で町道に面した畑 6筆で、30年以上前に水田から畑になった場所です。長い間保全管理の みでしたが、中間管理機構が間に入って利用権設定をするものです。借り 手は就農者ですが既に実績がありますので問題ありません。

会 長:続いて、中部地区農地利用最適化推進委員お願いします。

中部地区農地利用最適化推進委員: 先日現地調査に行ってきました。借り手は実績 がありますので遊休農地化を防ぐうえでも必要だと思います。

会 長:ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案番号13号について、 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局長:総員挙手

会 長:では総員挙手ですので、議案番号13号は原案のとおり決定通知書を町長に送付いたします。次に日程第5、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について報告番号4号から9号の6件、日程第6、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について、報告番号10号から15号の6件、以上、一括して事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

事務局: 農地法第4条第1項第7の規定による転用届出については、議案書のとおり6件。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出については、議案書のとおり6件、それぞれ届出がありました。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

会 長:ただいまの報告について、発言のある方は挙手願います。

(委員より意見、質問なし)

会 長:よろしいでしょうか。特に発言が無いようですので、届出の報告事項に

ついては了承されたことといたします。

最後に、その他として、審議事項はありますでしょうか。

3 番:議案10号について、内容は資材置場に農地転用とのことですが、今調べ

たところ、譲受人は建設業の登録をしてないようですが。

事務局:建設業の登録の有無は、農地転用の審査の要件ではありません。資材置場

と申請書に書いている以上、そのように理解するほかありません。 会 長:よろしいでしょうか。では、以上をもって、令和2年第2回寒川町農業委

員会定例総会を閉会いたします。

資 料

1. 令和2年第2回定例総会議案及び位置図

## 議事録署名人

議事録署名人

本議事録は、令和2年3月25日、承認・署名を得て確定しました。